



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

www.yanagisawakaikei.net

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

Vol.28-1 2017.1.6

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。
年頭に際し、皆様のご多幸と益々のご発展をお祈りいたします。



本年も柳澤会計グループ一同、より一層知識の向上に励み、皆様にご満足いただけるサービスを心がける所存ですので、一層のご愛顧をよろしくお願い申し上げます。



2016.12/2(金)忘年会
蓼科温泉ホテル親湯

2017 経営革新 新春セミナーのご案内

新春恒例となりました「経営革新新春セミナー」を1月27日(金)に開催致します。

今回のセミナーは、2016年度ブランディング事例コンテストで大賞を受賞した、(株)イマージ取締役ブランド戦略室マネージャー 北原 友 様をゲスト講師にお招きし、今、注目されているブランディングの必要性等、基礎から解説して頂きます。また、大賞を受賞した、「創業130年 基石店の大逆転ストーリー：石柳北原」のブランディング事例を紹介していただきます。なお、セミナー終了後、新年会を開催致します。

多数の方のご参加をお待ちしております。詳細及びお申込については別紙をご覧ください。

2017 経営革新 新春セミナー

日時：2017年1月27日(金)

15:00~17:40

場所：茅野市民館 2階コンサートホール

<セミナー内容>

・企業を成長させるブランド戦略

講師：株式会社 イマージ

取締役 ブランド戦略室マネージャー 北原 友

・事業承継が成功するためのポイント

速報！平成29年度税制改正

講師：税理士法人 柳澤会計

税理士 山崎泰史

・まだ間に合う！平成28年度の助成金

講師：社会保険労務士法人柳澤会計

代表・特定社会保険労務士 野口 栄治



平成 29 年度 税制改正大綱

平成 28 年 12 月 22 日に平成 29 年度税制改正大綱が閣議決定されました。課題となっていた個人所得課税改革に着手したのをはじめ、働き方改革や経済再生を税収面から支える内容となりました。

今号では平成 29 年度税制改正大綱のポイントを解説します。

■所得税の配偶者控除の見直し

所得控除 38 万円の対象となる配偶者（妻）の年収要件を 103 万円以下から 150 万円以下に引き下げます。

また世帯主（夫）の年収が 1,120 万円を超えると所得控除 38 万円の控除額が徐々に縮小し、1,220 万円を超えると適用対象外になります。

また配偶者（妻）の年収 103 万円から 141 万円までの世帯に適用している配偶者特別控除が拡大されます。配偶者が年収 150 万円を超えても年収が高くなるにつれて控除額を縮小しながら 201 万円まで適用します。



■酒税改革

ビールや日本酒は減税、発泡酒・第 3 のビール、ワインは増税になります。ビール類については 10 年かけて 3 段階で税率を見直します。ビール、発泡酒、第 3 のビールについて、平成 32 年、平成 35 年に段階的に税率格差を縮小し、平成 38 年に 350 ミリリットル当たりの税額を 54.25 円に統一します。また日本酒とワインのについても、平成 32 年、平成 35 年と段階的に税率を見直し、税額を 350 ミリリットル当たり 35 円に統一します。



■エコカー減税延長

エコカー減税を平成 31 年 3 月まで 2 年延長します。

なお減税対象の新車の燃費基準を段階的に厳しくし、対象車種を現在の新車の 9 割から平成 29 年に 8 割、平成 30 年に 7 割に絞り込みます。これにより現在と 2 年後で同じ車種を購入しても納税額が変わる可能性があります。

一方、電気自動車や燃料電池車、クリーンディーゼル車といった「次世代車」は実際の燃費にかかわらず、引き続き税金が優遇されます。



■タワーマンションの固定資産税の見直し

平成 29 年度以降に新築される高さ 60 メートル超の 20 階建以上のマンションを対象に、高層階の固定資産税を増税します。

ただしマンション 1 棟全体の税額は変えないため、高層階は増税、中層階は横ばい、低層階は減税となります。

高層マンションの取引価格は景色の良い上層階の部屋の方が低層階より高いですが、固定資産税はこれまで床面積が同じ部屋なら階に関係なく同一でした。今後は物件としての資産価値に応じて固定資産税も変わることとなります。



■積立型NISAを創設

株式など金融商品の売却益や配当への課税を一定範囲で免除する「少額投資非課税制度（NISA）」に新たな制度が創設されます。非課税期間 20 年、年間投資上限 40 万円とする「積立型NISA」を創設し、NISAで長期積立ができるようになります。

国民の安定的な資産形成を促し、預貯金に偏る個人金融資産を投資に向かわせるのが狙いです。また若年層もコツコツ投資がしやすくなります。

現行NISA（非課税期間 5 年、年間投資上限 120 万円）との選択制になります。



■中小の賃上げ減税拡充

中小企業向けでは、前年度に比べ 2%以上賃上げをした企業を対象に法人税の負担を一段と軽くします。約 150 万社、日本の全企業数の 99%以上を占める中小企業の賃上げを税制で支援し、デフレ脱却を後押しします。

具体的には、2%以上賃上げした企業について、給与支給額増加分の 22%を法人税額から控除します。現在は、2012 年度比で 3%以上賃上げしていれば、給与支給額増加分の 10%を控除する仕組みがありますが、これを拡充する形となります。



■研究開発減税の見直し

研究開発減税を新しいサービス開発にも適用し、最大減税率を 14%（中小企業は 17%）に拡充します。AI やビッグデータを活用したサービス開発のための費用が税額控除の対象として認められるようになります。

具体的には、中小企業の場合、対象となる研究開発費の 12%を減税（法人税額の 25%が上限）することを原則とし、研究開発費が 5%超増加すると、その増加額に応じて 12~17%を減税（法人税額の 35%が上限）します。



■攻めの投資を支援する税制措置

中小・小規模事業者の攻めの投資を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設します。

対象となる設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加します。

固定資産税の特例対象設備も地域・業種を限定した上で、同様に拡充することでサービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を後押しします。



■仮想通貨購入は消費税が非課税に

ビットコインなどインターネット上で流通する仮想通貨を購入する際にかかる消費税が平成 29 年 7 月より非課税になります。

ビットコインなどの仮想通貨は専門の取引所を通じて購入することができ、現在は購入時に 8%の消費税がかかります。



（北原隆幸）

人だけでなく企業も長生きする日本 “長寿企業”の特徴？

日本が平均寿命の長い“長寿国”ということは知られていますが、“長寿企業”が多い国でもあることはご存知でしょうか？長寿企業の定義はいろいろあるかと思いますが、この分野を研究されている方々の間では、創業後100年以上事業を行っている企業を“長寿企業”と定義していることが多いようです。帝国データバンクの調べによると、2014年9月の時点で業歴が100年以上ある企業は、日本に約27,000社あるそうです。また、少し古いデータとなりますが、2008年に韓国銀行が発表した「日本企業の長寿要因及び示唆点」という報告書によると、世界で創業200年以上の企業は5,586社（合計41ヵ国）あり、このうち56%の3,146社が日本の企業で、続いてドイツ837社、オランダ222社、フランス196社の順となっているようです。

世界最古の企業は、578年創業の建設会社・金剛組、705年創業の温泉旅館・慶雲館、717年創業の同じく温泉旅館・千年の湯古まん、とベスト3も全て日本企業というから驚きです。これは戦略、内戦、植民地化に彩られる大陸国家の歴史と比べ、日本は戦争が少なかったことに起因、つまり「平和」が“長寿企業”の条件であったといえるでしょう。

近年の“長寿企業”の多くは、ビジネスを単なる金儲けの手段と捉えず、社会的な意義を持つ行為と考えている特徴があります。ビジネスを通じそこに関わる“皆が良くなる”、これが社会的意義を持つ行為。この経営理念から社員を家族のように手厚く扱う長寿企業がとても多いようです。

■100年企業の仲間入り…帝国データバンクが2017年「創業100年企業を発表」

2017年がスタートしましたが、今年に創業100年を迎える企業が1011社だとする調査結果を帝国データバンクが発表しました。そのほとんどが中小企業。100周年を迎える企業を業種別に見ると、最も多かったのは製造業の295社、次いで卸売業206社、小売業191社と続きます。地域別では東京都が17%を占めて最多ですが、沖縄県以外のすべての都道府県で100周年を迎える企業が生まれています。

■主な100周年企業

自動車の開発製造販売が中心で「スバル」ブランドを確立、4月にSUBARUと社名変更が予定されている富士重工業やカメラ製造販売大手のニコン、乳製品製造の森永乳業、住宅設備機器を製造販売するTOTO、めんつゆ製造のヤマキなどがあります。

(山崎泰史)



職員コラム ～ 寒さ対策 ～

中林 亮二

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

2016年は個人的に様々な出来事がありました。その一つに実家のある箕輪町から諏訪へ引越しをしたのですが、冬を迎えかねない悩みを抱えることになりました。それは寒さによる睡眠不足です。今までは部屋がどんなに寒くても、布団に入ってしまうと寒さを感じることはなかったのですが、最近は寒さで目が覚めてしまいます。ベッドが壁際にあり、壁からの冷気が尋常ではないです…。諏訪が箕輪より寒いのか、ベッドの置き場所が悪いのかわかりませんが、このままでは仕事に支障が出るので最近は色々と寒さ対策をしています。調べてみると私の毛布の使い方が間違っているようだったので、ここで正しい使い方なるものを紹介したいと思います。私は今まで下からベッド、自分、毛布、布団の順番で重ねていましたが、最も保温効果があるのは、下からベッド（敷布団）、敷毛布、人間、布団、毛布となるようです。毛布はまさかの掛布団の上、さらに敷毛布というものがあるという衝撃をうけ、さっそくネットで購入し実践してみました。かなりあたたかくなりました。さらに、着る毛布というものがあったのでそちらも購入し使っていますが、かなりあたたかいです。これらの装備でなんとか冬を乗り切れと思います。ちなみに、こちらの使い方は掛布団が羽毛布団の場合に有効なようで、掛布団が綿布団だと勝手が違うようです。

